

文市地第98号  
平成20年2月19日

京都市路上喫煙等対策審議会  
会長 彦 惣 弘 様

京都市長 梶 本 頼 兼  
(担当 文化市民局市民生活部地域づくり推進課)

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の施行に関する重要事項について（諮問）

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例第7条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

過料の金額及び徴収開始時期について

(趣旨説明)

### 過料の金額及び徴収開始時期について

京都市では、路上喫煙等による身体及び財産への被害の防止並びに健康への影響の抑制を図り、もって市民及び観光旅行者その他の滞在者の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的として、「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」を制定し、第11条の罰則規定を除き、平成19年6月1日から施行しています。

また、平成19年9月19日に開催された第2回京都市路上喫煙等対策審議会からの答申に基づき、路上喫煙等による危険が高いと想定される場所を「路上喫煙等禁止区域」に指定するとともに、禁止区域を標示する立て看板等の掲出及び禁止区域指定に伴う周知・啓発等の広報活動、並びに、路上喫煙等監視指導員による禁止区域内及びその周辺の巡回・指導等を実施しています。

現在、これらの取組の効果により、路上喫煙者の割合は、禁止区域の指定前と比較し、一定程度減少しましたが、その抑止効果及び再発防止効果には限界が見えてきています。

本市としては、現状を踏まえ、条例の実効性を確保するためには、過料を徴収している他都市の取組状況を勘案し、実際に過料徴収を実施することによって、禁止区域内での路上喫煙等による危険を防止し、更に路上喫煙等に対する市民意識及び喫煙マナーの向上に繋げる必要があると考えています。

つきましては、以上のことを御賢察のうえ、第7条で「路上喫煙等禁止区域の指定その他この条例の施行に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議する」と規定する京都市路上喫煙等対策審議会において、取組における重要事項である過料の金額及び徴収開始時期について、御審議を賜りますようお願い申し上げます。